

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月25日 04時30分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港徳島第2区 徳島津田外防波堤東灯台から真方位270°290m付近 (概位 北緯34°02.8′ 東経134°36.4′)
事故の概要	漁船金比羅丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 金比羅丸、0.6トン T03-21736、個人所有 第280-33839号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 2人（船長、甲板員）
損傷	船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：07時05分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、約20km/hの対地速力で津田外防波堤（以下「本件防波堤」という。）を目視により右方を見ながら東進中、船長が、前路に見えた漂流物を避ける目的で右転したところ、本件防波堤に接近し過ぎており、減速したものの本件防波堤前の消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、徳島津田外防波堤東灯台を船首目標として航行していたが、夜間であったので本件防波堤がよく見えておらず、本件防波堤に接近しすぎたと本事故後に思った。
分析	本船は、本件防波堤付近に接近した針路で東進中、船長が、本件防波堤との距離感がつかめていない状況下、前路に見えた漂流物を避ける目的で、右転したことから、本件防波堤に向かう態勢となり、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が本件防波堤付近に接近した針路で東進中、船長が前路に見えた漂流物を避ける目的で、右転したため、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間、防波堤付近を目視により航行する場合、直ちに停止できるよう十分に減速すること。また、投光器を使用することが望まし

	い。
--	----